

さいたま市水道局告示第 1 1 3 号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

水道局営業系業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 7 年 7 月 2 5 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

水道局営業系業務

(2) 履行場所

さいたま市の給水区域全域及び一部の区域外箇所並びに本業務の受託者が履行に必要と考える場所

(3) 業務概要

水道料金等の徴収に係る検針及び調定業務、収納及び未納整理業務、開閉栓業務、窓口業務、電話受付業務等

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(5) 提案見積限度額

本プロポーザルの提案見積限度額は 4, 5 3 8, 1 2 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、単体企業又は特定業務委託共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）のいずれかで、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 単体企業の場合

次に掲げるア～クの要件を全て満たしていること。また、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

ア 本招請日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

エ 最優秀提案者特定の日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

オ 最優秀提案者特定の日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

カ 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、特定共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本プロポーザルに参加していないこと。

キ 本招請日において、次のいずれにも該当する者であること。

(ア) 給水人口２０万人以上又は給水件数１０万件以上の国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体の給水区域の一部（当該給水区域内の一部に係る給水人口が２０万人又は給水件数が１０万件以上であるものに限る。）において、水道メーター検針業務を受託し、２年以上継続して履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

(イ) 給水人口２０万人以上又は給水件数１０万件以上の国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体の給水区域の一部（当該給水区域内の一部に係る給水人口が２０万人又は給水件数が１０万件以上であるものに限る。）において、水道料金未納整理業務を受託し、２年以上継続して履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

(ウ) 給水人口２０万人以上又は給水件数１０万件以上の国内水道事業体の給水区域全域又は国内水道事業体の給水区域の一部（当該給水区域内の一部に係る給水人口が２０万人又は給水件数が１０万件以上であるものに限る。）において、水道の使用開始・中止の主たる電話受付業務を受託し、２年以上継続して履行した実績（現在履行中のものを含む。）を有する者であること。

ク 本招請日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定基準 JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(2) 特定共同企業体の場合

上記２(1)ア～カ及びクの要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、次のアによるものとする。

なお、２(1)キについては、１つの構成員が全ての実績を満たす必要はないが、全構成員の実績を総合して、２(1)キの(ア)～(ウ)に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 特定共同企業体の結成方法は、２者又は３者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a ２者の場合 ３０パーセント以上

b ３者の場合 ２０パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

3 企画提案に係るプロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/006/p072414.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和7年8月18日（月）午後4時まで

(3) 交付資料解凍パスワードの交付

本件に係る要求水準書等の交付資料には解凍用のパスワードを設定しているため、解凍用パスワードの通知を希望する者は、水道局仕様書解凍用パスワード通知申請書を電子メールにより提出すること。

ア 申請様式交付場所

3(1)に同じ

イ 受付先

メールアドレス gyomu-eigyo@city.saitama.lg.jp

ウ 受付期間

3(2)に同じ

エ 通知方法

電子メール

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和7年8月5日（火）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細はプロポーザル実施要領による。

メールアドレス gyomu-eigyo@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認をすること。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部営業課

担当 営業企画係 電話 048(714)3084

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年8月12日（火）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/006/p072414.html>

5 参加意思の表明手続

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続を行うこと。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第2号） 1部

イ その他プロポーザル実施要領に定める書類

ウ 企画提案書の提出を希望する者が特定共同企業体である場合には、ア及びイの提出書類と併せて次に掲げる書類を提出すること。なお、(イ)及び(ウ)については、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

(ア) 共同企業体競争入札等参加申込兼資格確認審査申請書（様式第20号）

(イ) 共同企業体協定書（様式第21号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第22号）を含む。）

(ウ) 委任状（様式第23号）

(2) 提出期間

本招請日から令和7年8月18日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(2)ウに同じ

(4) 提出方法

持参

6 参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、公募型プロポーザル参加資格確認通知書を交付するものとする。なお、特定共同企業体の場合は、代表構成員にのみ交付する。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和7年8月25日（月）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本10部）

イ プロポーザル実施要領等に定める書類

(2) 受付期間

令和7年8月26日（火）から令和7年9月12日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

4(2)ウに同じ

(4) 提出方法

持参

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市水道局営業系業務（第2期）事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、決定する。

なお、審査方法等詳細については、プロポーザル実施要領等を参照すること。

1 0 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
- (2) 虚偽の記載、又は不足があった企画提案書
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
- (4) 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

1 1 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、国又は地方公共団体の入札参加停止等を受けた場合、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルの手続に係る一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) プロポーザルにて選定されなかった事業者は、本業務委託の再委託先となってはならない。
- (7) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定を受けることができない場合は、その者と契約を行わない。
- (8) 詳細は、プロポーザル実施要領等による。

1 2 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-14-16

さいたま市水道局業務部営業課営業企画係

電話 048(714)3084

FAX 048(832)3344